

## 28 健康・福祉施策

### ～香美市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）～

#### 基本理念

ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり

- 全国的に高齢化が進展する中、本市においては高齢者(65歳以上)人口が平成29(2017)年にピークを迎えてから減少が続いていますが、後期高齢者(75歳以上)人口は令和4(2022)年以降増加し、令和9(2027)年まで増加する見込みとなっています。高齢者人口の減少に伴い、本計画期間中は要介護・要支援認定者数が減少する見込みとなっていますが、後期高齢者の増加により、要介護度の重度化や支え手の不足等が予想されます。
- 本計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることや上記の状況を踏まえ、本市では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進と、高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民、関係機関等がともに支え合う『地域共生社会※』の実現を目指します。
- また、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、在宅での家族介護者など、支援を必要とする高齢者やその家族に対して、多様な主体が連携を図りながら持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策の推進を目指します。

○香美市の人口推移と将来推計

単位:人

|                 | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和22年<br>(2040年) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口             | 25,778          | 25,454          | 25,097          | 24,830          | 24,568          | 24,308          | 23,267           | 21,957           | 20,015           |
| 年少人口(0～14歳)     | 2,623           | 2,571           | 2,519           | 2,474           | 2,419           | 2,390           | 2,155            | 1,914            | 1,757            |
| 生産年齢人口(15～64歳)  | 12,939          | 12,790          | 12,665          | 12,555          | 12,480          | 12,405          | 12,206           | 11,999           | 10,333           |
| 40～64歳          | 7,516           | 7,452           | 7,415           | 7,347           | 7,307           | 7,280           | 7,084            | 6,927            | 5,494            |
| 高齢者人口(65歳以上)    | 10,216          | 10,093          | 9,913           | 9,801           | 9,669           | 9,513           | 8,906            | 8,044            | 7,925            |
| 65～74歳(前期高齢者)   | 4,470           | 4,229           | 3,987           | 3,773           | 3,609           | 3,442           | 3,003            | 2,590            | 2,758            |
| 75歳(後期高齢者)      | 5,476           | 5,867           | 5,926           | 6,028           | 6,060           | 6,071           | 5,903            | 5,454            | 5,167            |
| 高齢化率            | 39.6%           | 39.7%           | 39.5%           | 39.5%           | 39.4%           | 39.1%           | 38.3%            | 36.6%            | 39.6%            |
| 総人口に占める75歳以上の割合 | 22.3%           | 23.0%           | 23.6%           | 24.3%           | 24.7%           | 25.0%           | 25.4%            | 24.8%            | 25.8%            |

#### 基本理念

ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり

#### 施策の柱

##### 1 地域包括ケアの深化・推進

##### 2 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

##### 3 権利擁護の取組の充実

##### 4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

##### 5 介護保険サービスの充実

##### 6 高齢者の活躍できる場の充実

##### 7 介護予防・健康づくり施策の推進

#### 施策の方向性

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②地域包括ケア会議の推進
- ③在宅医療・介護連携の推進
- ④高齢者の住まいの安定確保
- ⑤生活支援サービスの体制整備

- ①認知症への理解を深めるための普及啓発
- ②適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人や介護者への支援
- ⑤地域・官民が連携した共生社会の実現

- ①成年後見制度の普及促進
- ②高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

- ①災害や感染症対策に係る体制整備
- ②福祉事業の推進

- ①サービス基盤整備
- ②介護保険サービスの質の向上
- ③介護給付適正化事業の推進
- ④介護人材の確保・育成

- ①生きがいつくりと社会参画の推進
- ②高齢者の就労支援

- ①健康づくりの推進・意識の向上
- ②介護予防の推進
- ③通いの場の充実
- ④保健事業と介護予防の一体的な実施
- ⑤保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の推進

## 28 健康・福祉施策

### 事業内容

介護保険法地域支援事業による「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「包括的支援事業」に追加された「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」等を実施し、地域包括ケアシステムを深化・推進します。また、指定介護予防支援事業所を運営し、要支援者の介護保険サービスのケアマネジメントを実施しています。

#### 地域包括支援センターの運営(平成18年度～)

- ・本庁に地域包括支援センターを設置、香北・物部圏域には地域包括支援センターの窓口機能を設けています。
- ・平成24年から、市内に「土佐山田圏域」「香北・物部圏域」の2つの日常生活圏域を設定し、香北支所に常勤職員を配置し窓口機能の充実をはかりました。
- ・地域の身近な安心拠点、高齢者総合相談窓口として高齢者の様々な相談やニーズに対応したサービスの提供と地域包括ケア体制の構築に取り組んでいます。
- ・身寄りがない方への支援として、令和5年10月に「養護老人ホーム入所中の身寄りがいない人への支援ガイドライン」を作成しました。養護老人ホームの入所以外においても、同様に必要な支援が提供されるよう、ガイドラインの整備について検討を進めます。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年度～)

- ・平成28年4月より従来の介護予防給付からヘルプサービス、デイサービスが指定事業者による訪問型サービス、通所型サービスに移行し、地域包括支援センターの介護予防マネジメントによる要支援者へのサービス提供を行っています。
- ・一般介護予防事業は、香美市社会福祉協議会に委託し、「介護予防講座」「運動習慣づくり」「生きがいづくり」「自主グループ支援」の4本柱に基づき、地域の実情に合わせた事業展開を行っています。
- ・令和5年4月より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が開始されており、地域の集い等市民が集う場に専門職が出向きフレイル予防に取り組んでいます。

#### 地域ケア会議(平成27年度～)

- ・地域包括支援センターにおいて月に1回個別ケースの地域包括ケア会議開催するとともに、地域課題についても検討を行います。地域ニーズを把握し、市域地域包括ケア会議において、必要な支援体制構築につなげます。

#### 生活支援体制整備事業(平成28年度～)

- ・高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による多様な支援体制構築を目指します。
- ・協議体を設置し、地域のニーズや地域資源の把握と、現状を共有し、必要な生活支援の検討や地域にある資源の見える化を行います。
- ・また発見した課題については市域地域包括ケア会議で、関係機関や有識者等とともに協議していきます。

#### 在宅医療・介護連携推進事業(平成28年度～)

- ・地域包括支援センターに、在宅医療・介護に関する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者や利用者及び家族等からの相談に対応しています。
- ・在宅医療・介護連携に関する多職種への研修、在宅療養に関する市民への啓発等を行うとともに、在宅医療、介護連携に関する課題及び具体的な対策を協議・検討します。

#### 認知症総合支援事業(平成27年度～)

- ・地域包括支援センターと委託先の同仁病院で認知症初期集中支援チームを設置し、在宅で生活している認知症が疑われる人や、認知症の人とご家族を支援します。
- ・香美市認知症支援推進協議会において、認知症の理解、早期発見・早期対応の啓発やネットワークづくりのための検討、連携などを図っています。
- ・香美市認知症支援ガイドブックを活用した啓発に取り組み、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指します。
- ・令和7年度より、認知症の方が地域で安心して生活ができるよう認知症高齢者等の見守り・声かけの模擬訓練実施と認知症高齢者等事前登録制度に取り組みます。

## 28 健康・福祉施策

### 第9期介護保険事業

#### ■事業内容

令和7年度には、第1号被保険者9,669人、高齢化率は39.4%、要介護認定者数は1,985人に達する見込みです。

第9期介護保険事業計画期間においても、介護サービス、介護予防サービス及び地域支援事業を適切かつ効果的に提供し、要介護状態の維持改善及び自立支援に努めるとともに、介護者の介護負担の軽減を図ります。

#### ■事業年度 令和6年度から令和8年度まで

#### ■具体的な事業計画

- ・小規模多機能型居宅介護 1事業所
  - ・特定施設入居者生活介護 1施設（60床）
- 施設整備によりサービス必要量を確保、提供。

#### ■令和7年度事業費 3,662,730千円

- ・介護給付費・介護予防給付費 3,407,900千円  
（内訳）居宅サービス費等 1,474,400千円  
地域密着型サービス費 613,500千円  
施設サービス費 1,320,000千円
- ・地域支援事業費 148,332千円

#### ■総給付費と介護保険料の推移

| 事業計画 | 事業期間   | 総給付費         | 保険料月額  |
|------|--------|--------------|--------|
| 第7期  | 平成30年度 | 約29億円（実績）    | 5,750円 |
|      | 令和元年度  | 約29億円（実績）    |        |
|      | 令和2年度  | 約29.7億円（実績）  |        |
| 第8期  | 令和3年度  | 約32億円（実績）    | 5,750円 |
|      | 令和4年度  | 約31.2億円（実績）  |        |
|      | 令和5年度  | 約31.1億円（実績）  |        |
| 第9期  | 令和6年度  | 約32.4億円（推計値） | 5,750円 |
|      | 令和7年度  | 約32.7億円（推計値） |        |
|      | 令和8年度  | 約32.9億円（推計値） |        |

### 高齢者福祉事業

#### ■日常生活用具給付事業

火災警報器や自動消火器を給付することにより、高齢者の火災への不安を解消、安心・安全な在宅生活を支援しています。

#### ■緊急通報装置の貸与

緊急時における通信手段として、65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯に、緊急通報装置を貸与しています。

#### ■福祉タクシー料金助成事業

高齢の方を主として、市内の医療機関への通院や買い物、社会参加等のためにタクシーを利用する場合に料金の一部を助成しています。

#### ■住宅改造支援事業

対象要件に該当する要介護高齢者等を対象に、住まいを安全かつ利便性に優れたものに改修・改築することで、本人及び介護者の負担軽減に取り組んでいます。

#### ■生活管理指導員派遣事業

対象要件に該当する高齢者等の家庭に、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣することで、住み慣れた自宅で、自分らしく、できる限り自立した健全な社会生活を送れるよう取り組んでいます。

#### ■在宅高齢者配食（給食）サービス事業

概ね70歳以上の援護を要する一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者の方で調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅へ定期的に提供しています。

#### ■生活福祉センターこづみ居住支援事業

家庭や住宅の事情などで自宅では生活できない高齢者に対して、一時的な住居を提供しています。

## 28 健康・福祉施策

### 健康増進施策

～香美市健康増進計画・香美市食育推進計画・香美市自殺対策計画～

近年、医療・医学の進歩や経済・社会生活の向上などにより、わが国の平均寿命は延びていますが、その反面、認知症や寝たきりなどの要介護高齢者の増加や、社会構造の変化や食習慣の偏り、運動不足などに伴うがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。

本市では、平成30年度に「香美市健康増進計画（第3期）」、「香美市食育推進計画（第2期）」、「香美市自殺対策計画（第1期）」を策定しており、令和5年度が計画の見直しの時期になっていたことから、国や県が示す方針や本市の関連計画を踏まえ、「第4期香美市健康増進計画及び第3期香美市食育推進計画、第2期香美市自殺対策計画」を一体的に策定し、取り組んでいます。

健康増進にあたり、健康づくり婦人会、健康づくり推進員協議会、食生活改善推進協議会等の健康づくり団体や各関係機関と連携して、事業を推進しています。

#### 健康増進計画とは

健康増進法に基づく、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画です。

#### 食育推進計画とは

食育基本法に基づく、食育の推進に関する施策についての計画です。

#### 自殺対策計画とは

自殺対策基本法に基づく、自殺対策についての計画で、2016年より策定が義務付けられました。

**健康寿命の延伸**の達成に向けて、

『血管病（糖尿病・脳血管疾患・心疾患）対策』

『自殺を減らす』を重点的に取り組みます。

| 分野        | 取り組み                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄養・食生活    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や小中学校での栄養教諭や食生活改善推進委員と連携し、食育事業を行う</li> <li>・家庭での共食についての啓発や地域の集いへの支援を行う</li> </ul>                                                                                                                |
| 生活習慣病     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査結果が血圧・耐糖能・腎機能などで要医療や要精密の判定が出た場合は、訪問や電話で生活指導や受診勧奨を行う</li> <li>・特定健康診査、がん検診の受診勧奨を行う</li> <li>・重点課題である糖尿病予防対策の一環として、健康づくり団体と協働で糖尿病予防に関する知識の普及啓発活動を行う</li> <li>・働き盛り世代への生活習慣病対策を重点的に行う</li> </ul> |
| たばこ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や健康づくり団体と協力して未成年への喫煙防止教育を充実させる</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| お口の健康     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯間部清掃用具の使用や定期的な歯科健診受診の啓発など、若い世代からの歯周病予防の取り組みを推進する</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 運動・身体活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知家健康パスポート事業及びカミカポイント事業の中で運動に対してポイントを付与する取り組みを行う</li> </ul>                                                                                                                                         |
| アルコール     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒状況の把握や適正飲酒についての知識の普及・啓発</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| 休養・こころの健康 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康や睡眠、ストレスへの対処法、自殺を防ぐための相談対応などについて普及・啓発に取り組む</li> <li>・自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を防ぐ大切な役割を果たす人（ゲートキーパー）の養成に取り組む</li> </ul>                                                                            |

## 28 健康・福祉施策

### 第3期香美市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

基本理念 つながり、集まり、支えあうまち香美市

「第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいて、「地域共生社会」の実現のため、住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を推進していきます。

市が策定する「地域福祉計画」及び市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強しあう関係にあります。同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組めます。

#### 地域福祉計画とは

社会福祉法に基づく計画で、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。

#### 地域福祉活動計画とは

社会福祉法に基づく計画で、地域住民や福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組を定めたものです。

### 第4次香美市障害者計画・ 第7期香美市障害福祉計画・ 第3期香美市障害児福祉計画

基本理念 障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち香美市の実現

香美市では、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定めて、障害のある方へ障害福祉サービス等を総合的かつ計画的に提供していきます。また、保健福祉、教育、雇用、人権、まちづくりなどの関連分野との施策との整合、連携を図りながら推進します。

#### 障害者計画とは

障害者基本法に基づく、障害者施策を推進するための総合的な計画です。

#### 障害福祉計画とは

障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービスの目標量などを定めた計画です。

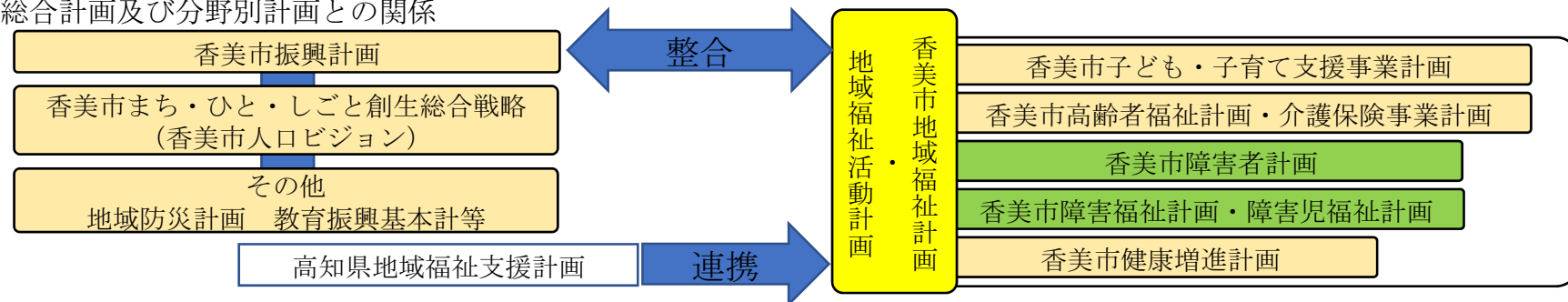
#### 障害児福祉計画とは

児童福祉法に基づく、障害児通所支援の目標量などを定めた計画です。

#### 計画期間

| 2025年度 (R7)                                         | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) | 2031年度 (R13) |
|-----------------------------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画 5年間 (R5～R9)                   |             |             | 見直し 計画策定     | 次期計画         |              |              |
| 第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画 6年間 (R6～R11) |             |             |              | 見直し 計画策定     | 次期計画         |              |

#### 総合計画及び分野別計画との関係



### 障害者福祉事業

- 特別児童扶養手当  
身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に手当を支給します。
- 障害児福祉手当  
日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給します。
- 特別障害者福祉手当  
重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。
- 住宅改造支援  
身体に障害のある人が住んでいる住宅を本人や家族の負担を軽減するため、身体状況に応じて行う改修等の費用の一部を助成します。
- 難聴児補聴器購入費助成  
両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、障害者手帳の対象とならない難聴児の補聴器購入を助成します。

### 障害者総合支援給付費事業

- 更生医療給付  
障害者手帳をお持ちの18歳の以上の方で、治療によって身体上の障害を除去したり、障害の進行を防ぐために指定医療機関で受ける必要のある医療に対し、医療費の一部を助成します。
- 育成医療給付  
県内にお住まいの18歳未満の方で、障害を軽減するためや将来障害を残す恐れのある疾患の治療に対し、治療費の一部を助成します。
- 精神通院給付  
精神疾患の治療のために指定医療機関に通院している方を対象に医療費の一部を助成します。

### 地域生活支援事業

- 相談支援  
地域活動支援センター「香美」で障害に関する一般的な相談から専門的な相談までを受けつけます。
- 地域活動支援センター  
障害者の社会交流を支援する場を提供します。
- 日常生活用具給付  
障害者等の自宅での日常生活を容易にするため、生活用具の給付等を行います。
- 移動支援  
外出困難な在宅の障害者等の生活行動範囲の拡大及び社会参加のため、外出時の移動を支援します。
- 日中一時支援  
障害者を日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するため、障害者に日中の活動の場を提供します。
- 意思疎通支援  
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳等の方法により障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者又は失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。
- 声の広報発行  
文字による情報の入手が困難な視覚障害者に音声訳による声の広報香美を無料で発行します。
- 運転免許・自動車改造助成  
障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## 28 健康・福祉施策

### 障害者総合支援医療給付費事業①

#### ■ 障害者総合支援介護給付

障害者福祉サービスの利用者へ各種給付費の給付を行います。

障害者福祉サービスには次のようなものがあります。

|                      |                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 居宅介護              | 自宅で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。                                                                                                                                                          |
| 2. 重度訪問介護            | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的にを行います。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）。                                 |
| 3. 同行援護              | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、移動に必要な情報の提供や介護を行います。また移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。                                                                                               |
| 4. 行動援護              | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援外出支援を行います。                                                                                                                                  |
| 5. 療養介護              | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。                                                                                                                           |
| 6. 生活介護              | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供します。                                                                                                                       |
| 7. 短期入所<br>(ショートステイ) | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。                                                                      |
| 8. 重度障害者等<br>包括支援    | 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。 |
| 9. 施設入所支援            | 施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。                                                                                                        |
| 10. 自立訓練<br>(機能訓練)   | 障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。                                              |
| 11. 自立訓練<br>(生活訓練)   | 障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。                                    |

## 28 健康・福祉施策

### 障害者総合支援医療給付費事業②

|                         |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12. 宿泊型自立訓練             | 障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。                                                                                                                                    |
| 13. 就労移行支援              | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な、訓練を行います。                                                                                                                                                                |
| 14. 就労継続支援A型<br>(雇用型)   | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。                                                                                                   |
| 15. 就労継続支援B型<br>(非雇用型)  | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 |
| 16. 就労定着支援              | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。                                                                                                                                                                         |
| 17. 自立生活援助              | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。                                                                                                                                              |
| 18. 共同生活援助<br>(グループホーム) | 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。                                                                                                                                      |

#### ■ 障害児通所支援給付

障害児が心身ともに健やかに育成されるよう障害児通所支援の利用者へ給付費の給付を行います。

障害児通所支援には次のようなものがあります。

|                 |                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 発達支援            | 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適用訓練などを行います。        |
| 医療型<br>児童発達支援   | 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。 |
| 放課後等<br>デイサービス  | 就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。             |
| 保育所等<br>訪問支援    | 障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。          |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。                |

#### ■ 補装具給付

身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用について支給します。